

投資信託約款変更案の新旧対照表

下線部の部分は変更箇所

(なかの日本成長ファンド)

変更後	変更前
(運用 <u>状況に係る情報</u> の提供) 第 47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める <u>事項に係る情報</u> を電磁的方法により提供 <u>します</u> 。 ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から <u>前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うもの</u> とします。	(運用 <u>報告書に記載すべき事項</u> の提供) 第 47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める <u>運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項</u> を電磁的方法により提供 <u>することができます</u> 。 ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から <u>運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付</u> します。

(なかの世界成長ファンド)

変更後	変更前
(運用 <u>状況に係る情報</u> の提供) 第 48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める <u>事項に係る情報</u> を電磁的方法により提供 <u>します</u> 。 ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から <u>前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うもの</u> とします。	(運用 <u>報告書に記載すべき事項</u> の提供) 第 48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める <u>運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項</u> を電磁的方法により提供 <u>することができます</u> 。 ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から <u>運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付</u> します。